

令和8年度 第2回日中サービス支援型共同生活援助評価部会について
(日中サービス支援型共同生活援助事業所の新規開設に係る評価について)

1. 概要

事業者より「日中サービス支援型共同生活援助事業所」の新規開設にあたり、同一敷地内に「通所事業所」の併設を希望しており、松戸市地域自立支援協議会に対し、評価の申し出がありました。

千葉県では、「日中サービス支援型共同生活援助事業所」の同一敷地内に「通所事業所」を併設しようとする場合には、一定の地域に集約して立地することにより、地域との交流に支障が生じることがないように留意する観点から、市町村協議会等に対し、運営方針や活動内容を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を知事に提出するものとされております。

したがって、下記のとおり「第2回日中サービス支援型共同生活援助評価部会」を開催し、別紙のとおり評価をいたしましたので協議いたします。

2. 第2回評価部会について

日時：令和8年6月25日（木）13時～14時30分

場所：松戸市役所 新館12階会議室

評価部会委員 5 名全員が参加

3. 評価対象事業者

※生活介護事業所の併設を希望

4. 評価について

評価部会の結果、同一敷地内における日中サービス支援型共同生活援助事業所と生活介護事業所の併設について、適していないとの評価になりました。

日中サービス支援型共同生活援助における新規指定申請時の評価について

1. 事前に評価を行う必要がある事例について

同一敷地内に「日中サービス支援型共同生活援助」(以下、日中型GH)と「通所事業所」を併設しようとする場合等に、県の指定前に市町村協議会等による評価が必要となる。

2. 千葉県実施要綱による事務手続き及び併設に対する考え方について

県の通知等により、新規指定申請時の評価については下記のとおり行う。

- ①事業者が市町村協議会等に運営方針や活動内容等の説明を実施(評価部会の開催)
- ②市町村協議会等は事業者の説明に基づき、事業者の評価を行う。
- ③市もしくは市町村協議会等は、「市町村協議会等による評価結果報告シート(以下、評価結果報告シート)」にて最終的な評価結果を事業者に示す。
- ④事業者は「評価結果報告シート」等を用いて千葉県知事(県協議会)に評価結果を報告し、県はその内容を基に指定の審査を行う。

⇒上記手続き上では市町村協議会等の「評価」があれば指定を受けられるように見受けられるが、県によると、日中型GHの趣旨(地域における生活の場であること)から、原則日中型GHと通所施設の併設は認めておらず、市町村が認めた場合に指定を実施しているとのこと。

⇒実質的に併設の可否について判断を行うのは市町村である。(「評価」=市町村の併設許可)

3. 評価部会においてすべきこと

日中型GHと通所事業所の併設が制度趣旨から好ましくないという前提がある中で、評価対象事業所の運営方針や活動内容が併設にふさわしいかを評価部会にて判断する必要がある。

評価部会の開催について

(1) 評価部会当日の流れについて

1. 評価方法の説明

評価部会の留意事項について(10分程度)

2. 事業所説明・質疑応答

(1) 事業所による説明(20分程度)

(2) 質疑応答(30分程度)

3. 評価内容の決定

委員による協議及び各委員による評価シートの記載

※評価部会開催後、1週間程度で評価を提出

(2) 評価部会について

松戸市自立支援協議会の部会として日中サービス支援型共同生活援助評価部会を設置

⇒委員15名中5名が所属

市町村協議会等による評価結果報告シート

市町村協議会等名	松戸市地域自立支援協議会
評価結果等の概要	1. 評価対象事業者 [REDACTED] 2. 評価対象事業所 [REDACTED] 3. 所在地 [REDACTED] 4. 評価部会開催日 令和8年6月25日(木) 令和8年度第2回松戸市地域自立支援協議会 日中サービス支援型共同生活援助評価部会 5. 参加者 評価対象事業者他 3名 松戸市地域自立支援協議会 日中サービス支援型共同生活援助評価部会 委員5名 6. 評価日 令和8年8月4日(火) 令和8年度第1回松戸市地域自立支援協議会 7. 評価結果 上記評価部会にて、当該事業における運営方針及び活動内容等について事業者の説明を受け、評価結果の素案を作成した。令和8年度第1回松戸市地域自立支援協議会にて協議の結果、同一敷地内に日中サービス支援型共同生活援助事業所と生活介護事業所を併設することについて、適していないとの評価に至った。
※市町村協議会等は、評価結果等報告シートの作成に当たって地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、当該事業における運営方針及び活動内容等について評価を行う事。	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和8年8月4日

松戸市地域自立支援協議会 会長

印

事業評価シート

【報告日】 令和8年 6月 16日

【評価日】 令和8年 6月 25日

法人名															
項目		【事業所記入欄】													
1	施設概要	事業所名								人員配置	日中				
		事業開始予定日		2028年	4月	1日	世話人		生活支援員						
		所在地									9人		14人		
		定員数（共同生活援助）		20人							(常勤換算後)		(常勤換算後)		
		定員数（短期入所）		2人							5.0人		8.0人		
		共同生活住居数		22戸											
		【住居の内訳】						【定員数の内訳】							
								22名			人		14人		
		【住居名を記載】						名			(常勤換算後)		(常勤換算後)		
		【住居名を記載】						名			人		1.7人		
2	利用対象者 (見込み)	障害支援区分		人数						内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）				
		区分1（非該当含）									身体	総 数： 19人			
		区分2										主に日中GHで過ごす人数： 0人			
		区分3									知的	総 数： 5人			
		区分4										主に日中GHで過ごす人数： 0人			
		区分5		1人							精神	総 数： 0人			
		区分6		18人								主に日中GHで過ごす人数： 0人			
		合計		19人							難病等	総 数： 0人			
		年齢		人数								主に日中GHで過ごす人数： 0人			
		20代以下		3人							内訳②	障害特性		人数	
		30代		8人								医療的ケアが必要な者		7人	
		40代		6人								強度行動障害がある者		8人	
		50代		2人								内訳③	区分4以下かつ40代以下で、医療的ケアや強度行動障害等がない者		0人
		60代以上													

1/7

項目		【事業所記入欄】 具体的な内容		【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価	
3	設立目的・理由	【設立目的】 （日中サービス支援型共同生活援助と通所事業所を併設する意義等について重点的に記入すること。） 別紙参照。		重度障害者向けの施設は少ないことから、地域で継続して受け入れるという設立目的は評価できます。対象者の生活においてそれぞれ不可欠の資源であると考えられ、必要性については理解できました。 併設の意義として動線の確保や利用者のコミュニケーション及び体調管理が難しいことを理由とされていますが、効果的な支援よりも法人側の事情を感じました。 通所時の気象状況リスクを減らすという考えは理解できますが、日常生活で外気に触れる経験は必要ではないかと思われます。また、入居者が外部の事業所を利用する場合、併設の意義に反するのではないかと考えられます。 医療職の配置について、現実的に看護師や理学療法士を一貫して配置できるかが不透明でした。ICTなどを用いて情報連携を促進することで、利用者の急病を早期覚知し早期に対応できる可能性も考えられます。	
4	利用者の主な日中の活動について	GH内で主にどのような日中サービスを提供する予定か。 ・安心してくつろげるような生活の支援。（食事、排泄、入浴、睡眠、保健衛生、医療的ケア） ・はりのある生活の支援。（日中活動、余暇活動、リハビリ、施設行事、施設外出、個人外出、ドライブ等） ・外部音楽療法士による音楽活動。ボランティアによる車いすダンスや読み聞かせ活動等のレクリエーション活動等。 外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数見込： 19人 （主な外部の日中活動サービス種類を記入） 生活介護 外部の日中活動サービス等を利用していない方について 外部の日中サービスを利用しない予定の方がいる場合は、その主な理由と、GH内での生活スケジュール例を挙げてください。 ・利用する日中活動サービスが確保できていない場合。体調不良等で、日中活動サービスに参加できない場合。 ・午前中：余暇活動、昼食、午後：入浴、リラックスタイム等。体調不良時は安静に過ごす、往診・通院対応。		入居者の体調が不安定であることから、外部の日中活動サービスを使えない状態が続くことが考えられるため、グループホーム内での日中サービスや外部サービスの利用計画についてより具体的に示した方が良いと思われます。	

2/7

項目		【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価										
5	利用者に対する地域生活の支援状況について	利用者に対して外出や余暇活動の支援に努める予定か。 (充実した地域生活を送るために行う予定の外出・余暇活動等の支援活動例を記入) ・日中活動(創作活動、個人の時間、音楽活動、リハビリ)の支援 ・個人外出、施設外出、買い物、ドライブ、外食、デリバリー ・ボランティア等の活動誘致。地域活動の参加 ・定期的に、地域向けに新聞発行。ホームページにアップ 体験的利用等のニーズに対応する予定か。 (体験利用の想定例を記入) 1週間のスケジュールの中で、体験利用。アセスメントを行い、ニーズの聞き取りを行う。	個人の外出に対応できる職員配置がなされるのか、説明からはわかりませんでした。重度の方を受け入れるための生活基盤の構築や余暇活動に力を入れてほしいと思います。 食事の形態上、外食やデリバリーを利用できない方へもご配慮をお願いします。 法人利用者に限らず、様々な方の体験受け入れをお願いします。 ニーズの聞き取りについて、自身で意思決定をすることが難しい方の意思決定支援について構築していただくことが望ましいです。										
6	同一敷地内に設置した通所事業所について	・通所事業所の概要について <table border="1"> <tr> <td>事業所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス種別</td> <td>生活介護</td> </tr> <tr> <td>利用定員</td> <td>20名</td> </tr> </table> ・通所事業所での日中活動の具体的な内容 ・たとえ障害が重くても人として当たり前のように生活したいという思いを大切に活動している。 ・日中活動、機能訓練、摂食訓練 ・季節行事、法人行事、施設外出、個人外出等 ・日中支援型GH入居者の当該通所事業所の利用状況 <table border="1"> <tr> <td>【GHからの利用人数】</td> <td>最多 20人</td> </tr> <tr> <td>【通所の頻度】 1週間に</td> <td>最大 5日程度</td> </tr> </table> ・当該通所事業所以外にも日中活動の機会を確保できるよう実践している工夫・取り組み ・あくまでも、日中活動サービス事業所はご本人が選択する。面談等を通して、ご本人の意向を確認していく。 ・相談員とはモニタリング時等に情報を共有する。	事業所名		サービス種別	生活介護	利用定員	20名	【GHからの利用人数】	最多 20人	【通所の頻度】 1週間に	最大 5日程度	併設の通所事業所について、グループホームからの利用が「最多20人」とありますが、「本人が外部のサービスを選択できる」という原則を、法人としてどのように具体的に担保するかの説明が不十分であると感じました。 定期的なモニタリングを実施し、併設の通所事業所以外の日中活動サービス事業所を体験利用する等、他の事業所を知ための機会を設ける工夫をしていただくと良いと思います。 本人の意向確認が困難な場合の確認方法についてご検討ください。 グループホームの入居者に限らず、公平な受け入れをする必要があると思われます。
事業所名													
サービス種別	生活介護												
利用定員	20名												
【GHからの利用人数】	最多 20人												
【通所の頻度】 1週間に	最大 5日程度												

3/7

項目		【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
7	地域に開かれた運営について	・家族や地域住民との交流の機会を確保する予定か。 ・家族との面会は事前にお知らせいただければ、制限は設けない。2カ月に1度、保護者会の実施 ・町会への参加。地域活動への参加。地域の方へ多目的室や野外スペース等の無料貸し出し ・実習生やボランティアを積極的に受け入れる予定か。 (受け入れに向けた取り組みを記入) ・実習生については積極的に受け入れる(福祉系、教職、保育等)今までの、法人とのつながりを介して受け入れる。 ・ボランティアは社協や地域を通して積極的に広報活動を行う。ボランティアによる催し物を積極的に誘致する。(車いすダンス、読み聞かせ等)	地域への多目的室等の貸し出しや町会参加等の取り組みについて評価いたします。多目的室貸出を活かしたサロン活動など、交流の機会を積極的に設けてください。 交流にあたっては利用者のプライバシー等に配慮していただくようお願いいたします。 法人とのつながりに限らず、様々な関係機関と連携することが望ましいです。
8	短期入所の併設について	・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応できるか (緊急・一時的な支援等の受け入れ体制や医療機関等との連携予定について) ・希望者の状況や状態を確認して受け入れ検討。施設の支援で対応可能であれば受け入れる。	施設側の支援で対応可能であれば受け入れるとのことですが、医療的ケアが必要な方や強度行動障害がある方で、急変時のバックアップ体制について説明が必要と思われます。
9	支援体制の確保について	・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保について ・早番・遅番・夜勤のシフト勤務。常時、必要な人員を確保する。夜間は2名体制。	夜間の2名体制は男女それぞれ1名とのことですが、緊急時対応が取れるような体制整備をお願いします。 体調管理が難しい利用者が多く、夜間の急な発熱や発作など、不測の事態に対して継続的な支援ができるよう、夜間人員体制の加配や組織内での連携をお願いいたします。 医療的ケアの方の受け入れを増やすため、可能であれば看護師の増員をご検討ください。
10	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	(連携の予定について記入) ・相談員を通じて他の事業所と連携する。協議会等を通じて、他事業所と情報共有を行う。訪問マッサージや嘱託医往診(いらはら診療所)、訪問歯科(日大歯学部)、日用品購入、処方箋(ウエルシア)との連携。	相談支援専門員との連携はもちろんのこと、特に意思表示が困難な方の場合に、ご本人の意思決定支援について、意思の読み取り等アセスメント方法について想定していただくようお願いいたします。 24時間体制の訪問看護の導入により、急病時に救急搬送や救急外来受診以外の選択を取れる可能性があるため、訪問看護との連携についてご検討ください。

4/7

項目		【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
11	従業者の資格取得状況や実務経験について (配置予定者の障害福祉分野での経験やその従事内容、期間、研修の受講経験等を記入)	・支援スキルの高い管理者を置く予定か。	法人内の異動職員が多く、高い支援スキルがあることは心強く思います。新規立ち上げの際に異なる部署から集まるため、職員間の支援の価値観の統一（ケアの標準化）が重要であると感じました。
		・重度障害者施設での職歴20年。障害者支援施設で、支援員、サービス管理責任者、生活介護管理者として勤務。介護福祉士、喀痰吸引等研修2号修了、強度行動障害支援者養成研修修了。	
		・支援スキルの高いサービス管理責任者を置く予定か。	
		・重度障害者施設での職歴15年。障害者支援施設で、支援員、サービス管理責任者、副施設長として勤務。介護福祉士、強度行動障害支援者養成研修修了。	
		・支援スキルの高い従業者を置く予定か。	
12	障害福祉関連事業における経験がない従業者に対する対応	・事業所内、外部研修の年間受講計画はあるか。	場合によって若い世代の方の登用も必要と考えます。
		・都通研、県身協、社協等の研修に計画的に参加。 ・法令で定められた研修の他、法人内研修の実施。 ・法人キャリアパスに応じて研修を行う。	
		・資格取得への取り組みはあるか。	
		・経験に応じて、日大摂食研修、強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修(2号、3号)等を受講する。	スタッフの育成についてよろしく願います。 可能であれば看護師の増員をご検討ください。
			研修計画に沿って受講できるよう配慮をお願いします。 また、研修の受講に加え、学んだことが実務に反映できるよう、経験職員のフォロー体制があると良いと思います。
			今後の医療的ケアの方の受け入れに備え、喀痰吸引研修の受講が記載されていて良いと思います。

5/7

項目		【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
13	利用希望者の受け入れ可否の判断基準について	・利用希望者の受け入れ可否の判断基準は作成予定か。 (基準の有無及び受け入れにおける具体的な判断基準について) ・空室がある場合、すべての希望者と面談を行う。その都度、アセスメント・受け入れ検討会議実施。会議には第三者も参加していただき、受け入れを判断する。 ・法人内の「入所判定基準」に準じて判定。	判定基準が点数化されており客観性があることや、会議に第三者の参加があることを評価いたします。反面、具体的な評価基準については説明がなく、不明瞭でした。 法人内の利用者だけにならないよう、公平な入居基準を設けてもらいたいと思います。
		・受け入れが困難なことが想定されるケースはあるか。 ・高度な医療的ケアが必要な方。他利用者や職員の安全を確保できない方等。施設の支援で対応できない方。	
14	その他	・グループホームの食事提供方法・金額等の予定について ・管理栄養士指導のもと施設内で調理。入居者の特性に合わせて5形態の食事を提供。(普通食、軟菜食、マッシュ食、ムース食、ペースト食) ・当法人の障害者支援施設と同水準の金額を予定。	形態別の提供については評価いたします。提供にあたり、衛生面を十分に気を付ける必要があるため、調理の場所や提供までの時間についてご配慮ください。 看護師の配置や、訪問看護ステーション導入について一部説明が不明瞭な部分がありました。 施設を地域活動に提供したり、定期的に地域の方が訪問できるよう取り組まれており、地域との連携について期待いたします。 より多くの地域の方へ働きかけられるような具体的な活動についてご検討ください。 利用者の通所事業選択については体験利用を活用するなど、新しい場所を知る機会を十分に設けてください。
		・独自の工夫点や指定にあたり強調したい内容について ・管理運営面でグループホームと通所事業はそれぞれ独立性が確保されている。グループホームと通所事業の設備(居間、食堂、テイルーム等)の共有をしない。 ・施設完結ではなく、より多くの地域の方や実習生との交流、外部サービス提供の機会を確保する。地域との関わりについては、同一敷地内であるかないかの問題ではない。運営の問題が大きく関係する。地域に開かれた施設、地域の中での施設である。 ・通所事業の選択にあたっては、周辺に配置する重度・重症障害者を受け入れている事業所についても広く提示して、利用者及びその家族の意向を確認する。	

項目		【市町村協議会等記入欄】	
15	最終的な評価	本件グループホーム等の運営方針や活動内容が日中サービス支援型共同生活援助の意義に合致しており、通所事業所との併設に適しているかどうか（右のどちらかに○） また、その理由について（右記余白部分に記入）	適していない
			重度障害者が地域で暮らせる場を提供したいという意義は評価でき、施設の必要性については一定の理解を示します。 一方で、同一敷地内に併設しなければならない絶対的な要因や根拠が説明等からは考えにくく、日中サービス支援型グループホームと通所事業所が併設でなければならない明確な理由が得られませんでした。 また、過去の評価と比較して、併設が適していると判断するには至りませんでした。

3【設立目的】（日中サービス支援型共同生活援助と通所事業所を併設する意義等について重点的に記入すること。）

在宅の重度・重症障害者は家族の介護に依存した生活を余儀なくされています。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害者の自立をますます困難なものにしている。重度・重症障害者が地域で継続して充実した生活が送れるよう、1人の人間として、尊重され、関係する人たちと関わり、交流し、日常生活及び社会生活を地域で、安心してその人らしく過ごすことが何よりも重要です。

今回のグループホームに入居する利用者像の多くは、医療的ケアや強度行動障害を含む、重度・重症の障害を持った方々。他のグループホーム入居や短期入所の利用が狭き門に阻まれている方々です。

通所事業を併設する意義として以下の点にあります。

- ① 重度・重症障害の方々は言葉によるコミュニケーションが難しい方が多い。身体に緊張が入りやすく、急な発熱や発作など体調管理が難しい。こうした方々を安心・安全に支援していくためには支援員、専門職（看護師、理学療法士、管理栄養士等）が常にそばにいて、切れ目のない支援が必要。特に医ケア者にとって、支援員や看護師をはじめ専門職の職責は大きいと考えています。利用者一人ひとりに対し、濃密な情報を持てるよう、職域を超えて密接な関わりが必要である事。体調が急変しやすいので、いざという時の適切な対応が必要だということを、長年の経験で学んできています。入居者の体調維持や特変に確実に対応できるためには、一貫した職員の体制を配置しておくことが大切です。
- ② 利用者の移動支援に関する内容です。車いすでの移動を含めて日常生活全般にわたり常時支援が必要で体調管理が難しい方々。一つの施設のサービスで完結してしまうのではなく、自分で移動できないからこそ、職員のみならず様々な地域の方々との交流が不可欠。その観点は大切にしつつも、移動はできるだけコンパクトにしていけるべき。「活動」の場への移動が車での送迎ということが利用者にとって「安心で張りのある生活」を保障するものではない。外の気象状況（雨・雪・酷暑等）のリスクに左右されることなく、移動し活動出来ることが重要。いろいろな方に自由に会え、交流が多く持てる場所が日中活動事業所。コンパクトな動線で結ばれ、移動しやすく、「活動の場」が確保されます。
- ③ 3番目のポイントは入浴支援です。浴室はコンクリートの床、利用者は服を着ていない、床が濡れているので滑りやすくリスクが高い。他方、利用者にとっては、最大のリ

ハビリ効果があり、楽しみのある支援です。重度・重症の障害を持つ利用者の入浴支援を行うという事になると何か所も分かれて入浴ケアを行うことは難しい。1日で支援が手厚い時間帯に実地するのが効果的。湯冷め等のリスクを回避することもできる。感染症発生時には健康な利用者が一か所にまとまって入浴支援を受けることは安心・安全につながります。

- ④ 食事のケアも切れ目のない支援が必要である。食事は重度・重症障害者にとって、楽しみと健康と生きるエネルギー源として重要な支援。利用者の嚥下能力に応じて、普通食、軟菜食、マッシュ食、ムース食、ペースト食の5形態を提供する必要がある。（重度・重症障害者にきざみ食を提供することは、誤嚥の可能性が高まり大変危険。）ただ、5形態に対応する厨房設備を用意するには、多大な費用とスペースが必要。日中活動事業所においては、食事の提供はともかく、厨房は必置の設備とはなっていません。場合によっては外部に委託も可能となっております。平日の昼食だけを日中活動事業所の厨房で作り、それ以外の朝・夕・休日をグループホームで作る事は無駄な設備投資になってしまう。同一敷地内の厨房で食事を作り、グループホームと日中活動事業所で、再調理や盛り付け等を行うことで、利用者に安心・安全、美味しい食事を提供することが出来ます。
- ⑤ 最後に、いつ起きるかもしれない災害です。重度・重症障害者は、短時間で低い動線によって災害時にも精神的なダメージが少なく、安心して過ごすことが重要。発災時は自分で避難できないからこそ、耐震構造のある建物の中で待機し、外からの援助を待つことが最善の策となる。「併設」を求める理由がここにもあります。

概要

1) ◆ 施設概要 ◆

- 施設予定地：
 - 施設用途：寄附舎（グループホーム（共同生活援助））、児童福祉施設（通所、サービス（障害福祉サービス））
 - 敷地面積の計算：奥の幅分4,988.2085m²・横の幅分105.0483m²＝5,093.257m²
 - 事業用地面積＝5,093.25m²（1,540.70坪）
 - (171-5) 残り（除外面積）＝85.15m²（4.53坪）
 - 緑地対象面積：5,093.25-427.90（駐車場）＝4,665.35m²（1,411.38坪）
 - 必要用地面積：746.62m²（225.82坪）以上（対象面積の10%） ⇒ ・用地合計＝750.29m² ○K（境界より150mm上げ＝境界フェンス）
 - 容積対象床面積＝1,799.13m²（532.13坪） ⇒ ・容積率＝34.53% ○K
 - 延べ床面積＝1,791.57m²（541.94坪）
 - 建築面積＝1,290.89m²（390.40坪） ⇒ ・建築率＝25.34% ○K

2) ◆ 用地状況 ◆

- ・道路幅員 勾配1.25
- ・用地幅員 20m勾配1.25
- ・北側幅員 無し
- ・日影規制 無し
- ・絶対高さ 無し

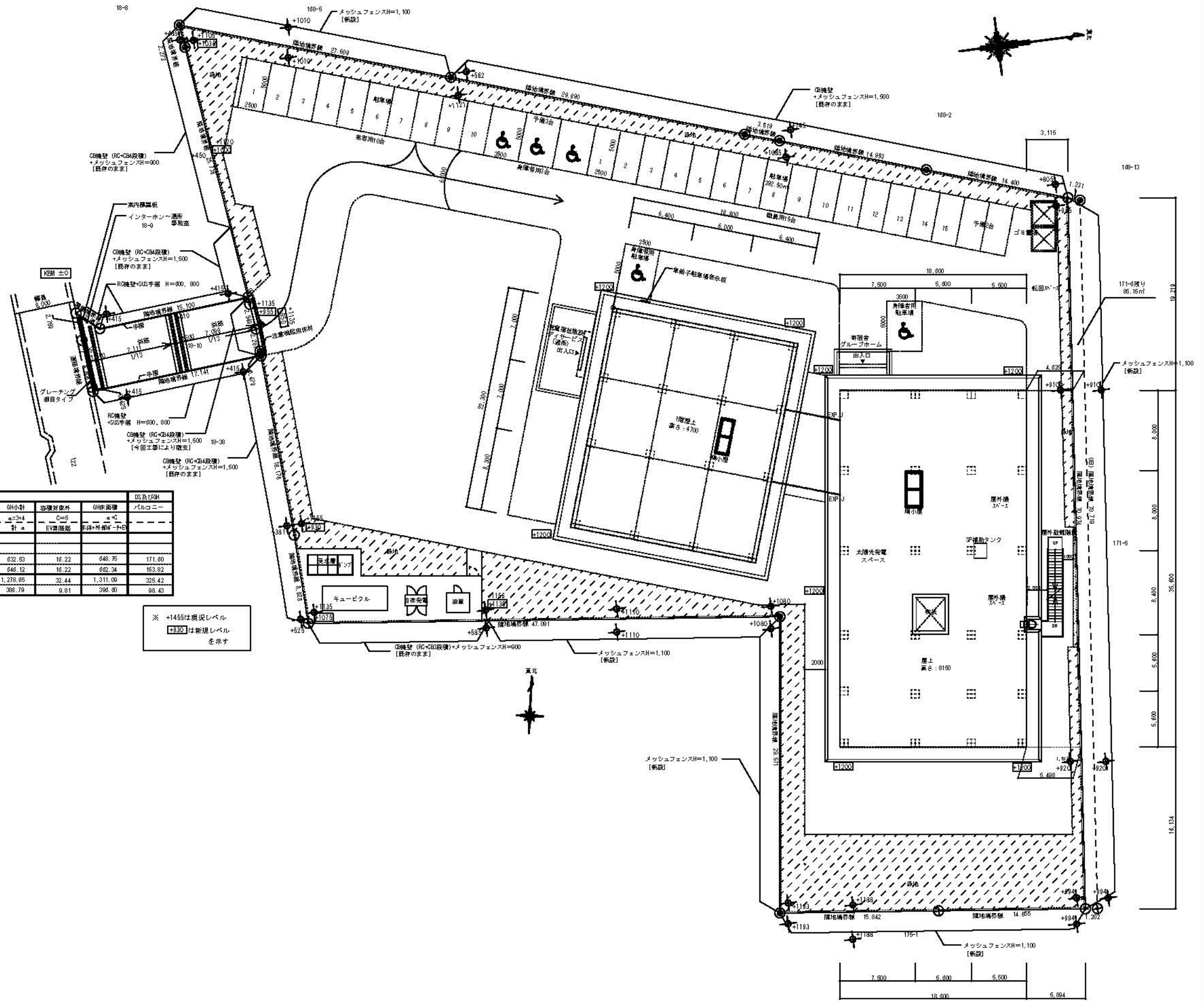
3) ◆ 構造、他 ◆

- 基礎コンクリート造 2階建て
- 駐車場： 車庫用10台 身障者用2台
職員用15台 敷地内予備5台（身障者用3台+普通車2台）
合計32台
- 用地：（敷地面積-駐車場）の10%
- 後退：公道幅員 8.0m（南側）

4) ◆ 面積概要 ◆

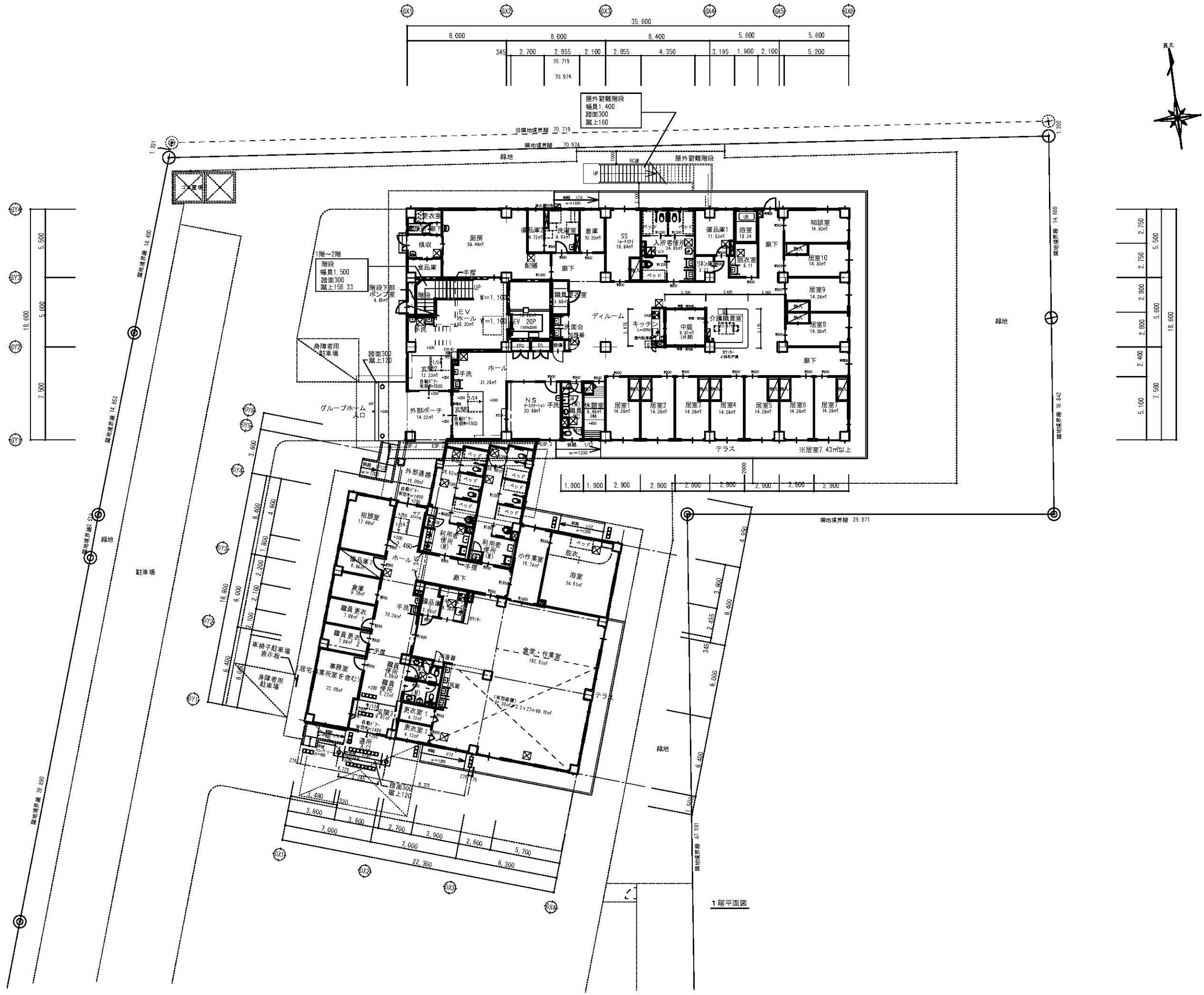
	全体合計		DS（ディサービス）		GH（グループホーム）		DS及びGH	
	合計	計	容積対象	DS小計	容積対象	GH小計	容積対象	GH床面積
延べ床面積	a+b+c	a+b	1	b=1+2	3	a=3+4	c=5	a+c
容積対象合計			DS床	計 b	GH床	計 a	EV専用	床+外廊+パ+B
2階	648.75	632.63			632.63	632.63	16.22	648.75
1階	1,142.82	1,126.90	405.48	15.00	480.48	631.90	14.22	642.34
合計	1,791.57 m ²	1,759.53	405.48	15.00	480.48	1,264.43	30.44	1,291.09
坪	541.94 坪	532.13	140.80	4.53	145.34	382.49	9.81	390.80

※ +1455は現況レベル
+8.50は新規レベル
を示す



配置図 1/200

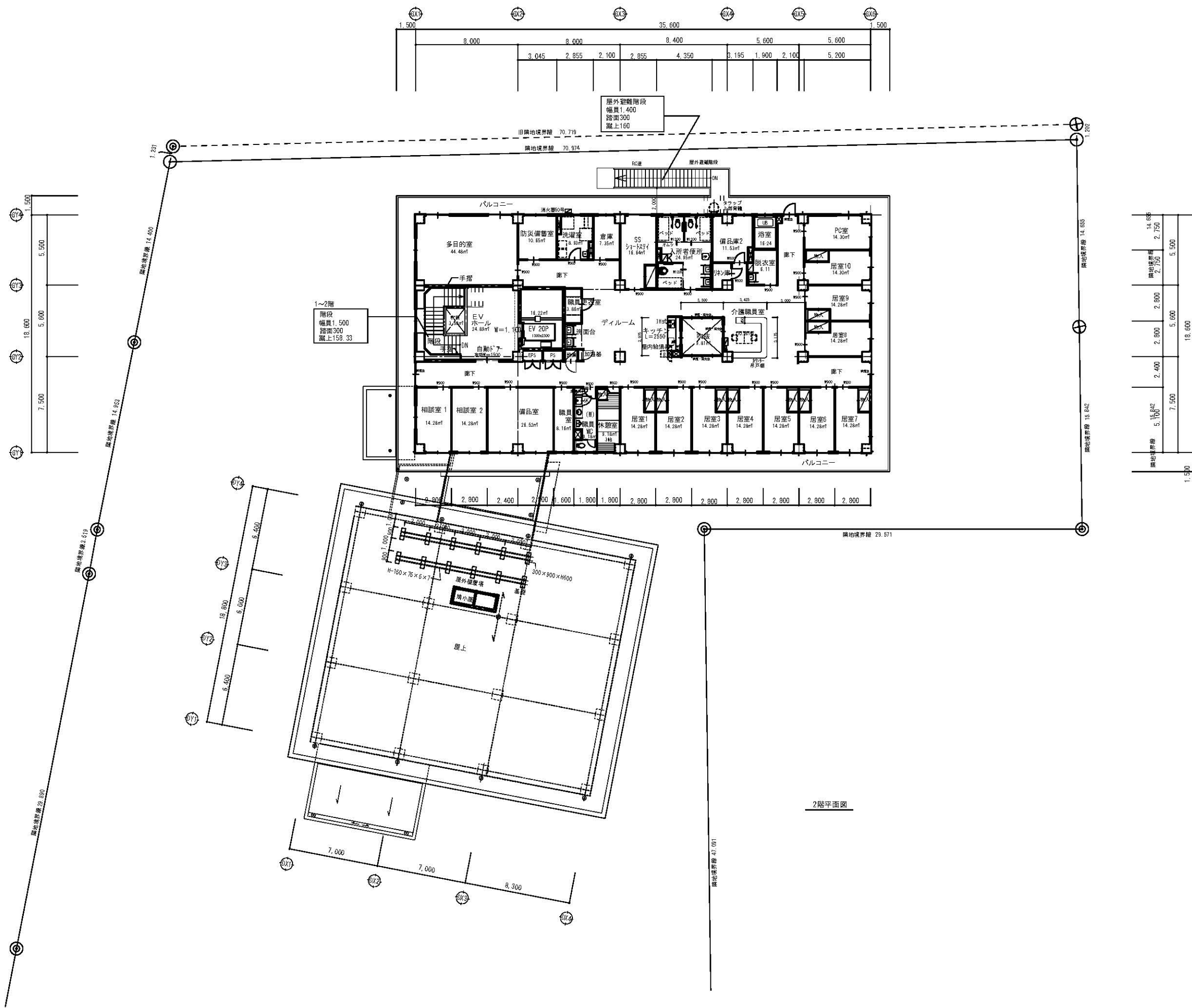
※緑地の範囲は変更になる場合があります。



⊠ 床下点検口：防水防臭型化粧マンホール600×600

主 任 監 理 技 術 士 工 事 組 長

図 名	1 階 平 面 図			図 面 番 号
日 付	R8.03.31	縮 尺	A1 S=1:150 A3 S=1:300	A-020



2階平面図